各国公私立大学入試担当部署(大学院大学を除く) 御中

文部科学省高等教育局大学教育・入試課大学入試室

令和7年度大学入学者選抜における旧教育課程履修者に対する経過措置について

令和7年度以後の大学入学者選抜において課す個別学力検査及び大学入学共通テストの教科・科目は、新学習指導要領(平成30年文部科学省告示第68号の学習指導要領をいう。以下同じ。)に準拠し実施することになりますが、令和7年度大学入学者選抜の実施に当たっては、平成21年に告示された高等学校学習指導要領に基づく教育課程を履修した入学志願者(以下「旧教育課程履修者」という。)が不利にならないよう、「令和7年度大学入学者選抜における旧教育課程履修者に対する経過措置及び新教育課程履修者に対する出題について(通知)」(令和4年11月4文科高第1196号。以下「通知」という。)において、必要に応じ経過措置を講ずるようお願いしたところです。

各大学において、令和7年度大学入学者選抜において課す個別学力検査及び大学入学共通 テストの教科・科目の設定等を予告・公表されていますが、例えば大学入学共通テストについて、旧教育課程履修者に一部の経過措置科目の選択を認めていないものも見受けられます。

第一義的には各大学が判断するべきものではありますが、本通知及び令和6年度大学入学者選抜実施要項(令和5年6月5文科高第369号)において「できるだけ多くの教科・科目」の中から選択解答させることが望ましいとされている趣旨も踏まえ、令和7年度大学入学者選抜において課す個別学力検査及び大学入学共通テストの教科・科目の設定に際し、可能な限り配慮するよう改めてお願いいたします。

なお、令和7年度大学入学者選抜において課す個別学力検査及び大学入学共通テストの教科・科目の設定等について、旧教育課程履修者に対する経過措置を認めるという判断を新たに行う場合は、2年程度前の予告・公表を行う必要はありませんので、入学志願者の準備のため速やかに対応するようお願いいたします。

【本件担当】

高等教育局大学教育 · 入試課

大学入試室入試第三係(麻田、新藤)

TEL: 03-5253-4111 (内線 4902)

E-mail: gaknyusi@mext.go.jp

【抜粋】令和6年度大学入学者選抜実施要項 (令和5年6月2日 5文科高第369号文部科学省高等教育局長通知)

第6 学力検査等

1 個別学力検査

- (1) 各大学が実施する学力検査(以下「個別学力検査」という。)は、高等学校学習指導要領(平成 21 年文部科学省告示第 34 号。以下「学習指導要領」という。)に準拠し、高等学校教育の正常な発展の障害とならないよう十分留意しつつ、適切な方法により実施する。
- (2) 各大学が個別学力検査を実施する教科・科目は、学習指導要領に定められている教科・科目の中から、高等学校教育に及ぼす影響にも配慮しつつ、大学・学部等の目的、特色、専門分野等の特性に応じ、各大学が定める。

なお、複数教科を統合して学力を判断する総合的な問題の出題など、工夫に努めることが望ましい。

(3) <u>各大学が個別学力検査を実施する教科・科目を定めるに当たっては、アドミッション・ポリシーに基づき、学習指導要領の趣旨も踏まえつつ、できるだけ多くの教科・科</u>目を出題し、選択解答させるよう配慮することが望ましい。

(4)~(6) 略

2 大学入学共通テストの利用

大学入学共通テストを利用した選抜を実施する大学にあっては、「令和6年度大学入学者 選抜に係る大学入学共通テスト実施大綱」(令和4年6月3日付け4文科高第305号文部科 学省高等教育局長通知)の定めによるほか、以下の点に留意して実施する。

(1) 各大学が大学入学共通テストにおいて入学志願者に解答させる教科・科目を定めるに当たっては、できるだけ多くの教科・科目の中から選択解答させることが望ましい。

(2)~(4) 略

4 文科高第1196号 令和4年11月10日

各国公私立大学長(大学院大学を除く) 殿

文部科学省高等教育局長 池 田 貴 城

令和7年度大学入学者選抜における旧教育課程履修者に対する 経過措置及び新教育課程履修者に対する出題について(通知)

令和4年4月1日から新しい高等学校学習指導要領(平成30年文部科学省告示第68号)(以下「新学習指導要領」という。)が施行(別添1参照)されたことに伴い、令和7年度以後の大学入学者選抜において課す個別学力検査からは、新学習指導要領に準拠し実施することになり、大学入試センターからは、「令和7年度大学入学者選抜に係る大学入学共通テストの問題作成の方向性及び試作問題等について」(令和4年11月9日付け独立行政法人大学入試センター理事長通知)のとおり、出題教科・科目の出題方法等の予告とともに、問題作成の方向性及び試作問題等の公表が行われています(別添2参照)。

各大学においては、令和7年度大学入学者選抜を実施するに当たり、平成21年3月に告示された高等学校学習指導要領に基づく教育課程(以下「旧教育課程」という。)を履修した入学志願者(以下「旧教育課程履修者」という。)が、不利にならないよう下記の事項に十分留意の上、必要に応じ経過措置を講ずるようお願いします。

また、新学習指導要領に基づく教育課程(以下「新教育課程」という。)を履修した入学志願者(以下「新教育課程履修者」という。)に対する出題に当たっては、履修内容に変更が生じているため、下記の事項に十分留意の上、出題いただくようお願いします。

なお、新学習指導要領に対応した令和7年度大学入学者選抜において課す個別学力検査及び大学入学共通テストの教科・科目の設定等については、既に予告・公表していただいている大学もありますが、入学志願者の準備に大きな影響を及ぼすことが予想されることから、2年程度前を待たず、可能な限り早期に検討し、予告・公表するよう、改めてお願いします。特に、令和7年度大学入学者選抜に係る大学入学共通テストから新たに出題されることとなる『情報 I 』については、「『令和7年度大学入学者選抜に係る大学入学共通テスト実施大綱の予告(補遺)』について」(令和3年9月29日付け3文科高第701号高等教育局長通知)別紙2のとおり、大学入学者選抜協議会における合意事項として、各大学は、「令和7年度大学入

学者選抜における『情報I』の利用に当たっては、(略) それぞれのアドミッション・ポリシー等に基づき、利用の考え方について明確にするよう努める」こととされていることから、各大学においては、この趣旨を踏まえた対応をするよう、お願いします。

記

- 1. 旧教育課程履修者に対する経過措置について
- (1)大学入学共通テストについての留意事項

経過措置科目として出題される『旧世界史A』、『旧世界史B』、『旧日本史A』、『旧日本史B』、『旧地理A』、『旧地理B』、『旧現代社会』、『旧倫理』、『旧政治・経済』、『旧数学 I』、『旧数学 II』、『旧簿記・会計』、『旧情報関係基礎』及び『旧情報(仮)』について、旧教育課程履修者の選択を認めることが望ましいこと。

(2)各大学における個別学力検査についての留意事項

大学入学共通テストにおいて採られる措置を参考にして、例えば以下の措置を 講ずるなど、可能な限り配慮すること。

- ① 新教育課程による出題科目とこれに対応する旧教育課程の科目との共通の内容を出題する。
- ② 共通する範囲のみで出題することが困難と判断される場合には、必要に応じ旧教育課程の科目の範囲から出題する問題を別途用意し、選択解答できるようにする。
- 2. 新教育課程履修者に対する出題について(各大学における個別学力検査についての留意事項)

改訂後の各科目の履修内容に十分留意の上出題すること。特に「数学A」、「数学B」、「数学C」は項目を選択して履修するので、そのことに配慮すること。

3. その他

上記1及び2については、対象となる入学志願者の学習準備に資するよう、決定後速やかに大学のホームページに掲載するなど広く情報提供するとともに、各大学において令和6年7月31日までに発表予定の令和7年度大学入学者選抜に関する基本的事項及び令和6年12月15日までに発表予定の学生募集要項等においても明記すること。

【本件担当】

高等教育局大学教育·入試課入試第三係(首藤、笠原)

T E L: 03-5253-4111 (内線 4902)

F A X: 03-6734-3392

E-mail: gaknyusi@mext.go.jp